

松本市訪問型サービス基準

| | 訪問介護相当 | 訪問型サービスA | 訪問型サービスC |
|----|---|---|---|
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員承認者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者 従業者のうち必要数 【資格要件：従業者に同じ】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 【資格要件：保健師、看護師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等】 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 | | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備・備品 |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・内容及び手続の説明及び同意 ・受給資格等の確認 ・心身の状況等の把握 ・地域包括等との連携 ・介護予防ケアプランに沿ったサービス提供 ・介護予防ケアプランの変更の援助 ・身分証の携行 ・サービス提供の記録・整備 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・緊急時・事故発生時の対応 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・利用料等の受領・証明書の交付 ・地域包括支援センター等利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・内容及び手続の説明及び同意 ・受給資格等の確認 ・心身の状況等の把握 ・地域包括支援センター等との連携 ・介護予防ケアプランに沿ったサービス提供 ・介護予防ケアプランの変更の援助 ・身分証の携行 ・サービス提供の記録・整備 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・緊急時・事故発生時の対応 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・利用料等の受領・証明書の交付 ・秘密保持 ・地域包括等に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・内容及び手続の説明及び同意 ・受給資格等の確認 ・心身の状況等の把握 ・地域包括支援センター等との連携 ・介護予防ケアプランに沿ったサービス提供 ・介護予防ケアプランの変更の援助 ・身分証の携行 ・サービス提供の記録・整備 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・緊急時・事故発生時の対応 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・利用料等の受領・証明書の交付 ・秘密保持 ・苦情処理 ・地域との連携 |